

令和2年度定期監査及び行政監査結果報告書（令和3年3月31日 3愛西市監査公表第3号）に基づいて講じた措置の内容

注意改善すべき事項等	措置の内容
<p>【市民協働部 市民協働課】</p> <p>◇支払い方法に誤りがあったもの</p> <p>愛西市コミュニティ活動費補助金交付要綱によると、補助金の交付については、「補助事業者が確定通知を受けた後、コミュニティ活動費補助金請求書の提出により交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、その一部を概算払により交付することができる。」と規定されている。今回の請求は、概算払い請求であるが調書が概算払となっていなかったため、今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今回の指摘事項について、課内で共有し、概算払いを行う際は、概算払いであることが明確になるよう調書の区分を「概算払」として作成することを確認した。改めて課員全員、調書の作成方法について確認を行った。</p>
<p>【市民協働部 環境課】</p> <p>◇支払遅延法に抵触するもの</p> <p>犬猫等死体処理委託料6月分について、請求日から30日以上経過して支払処理されていた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律によると、対価の支払い約定は、通常適法な請求書を受理した日から30日以内とされている。遅延は1日であるものの、今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>令和2年10月7日の定期監査実施後、30日以内の支払いに対する認識が低かったことが、支払遅延の理由と確認した。再発防止策として、支払遅延法の内容に対する周知徹底を図るとともに、支出調書を複数名で支払日も含めてチェックすることとした。</p>
<p>【市民協働部 環境課】</p> <p>◇予算執行書の作成ができていなかったもの</p> <p>10万円を超える補助金の支出において、愛西市版支出フローでは予算執行書の作成を求めているが、住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業補助金については作成されていなかった。今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>令和2年10月7日の定期監査実施後、不特定多数で支出額が具体的に見込めない補助金の支出に対し、予算執行書の作成に関する今後の対処方法について財政課の指導を仰いだ。再発防止策として、財政課との指導内容を周知徹底を図るとともに、10万円を超える補助金の支出においても予算執行書を作成することとした。</p>
<p>【保険福祉部 高齢福祉課】</p> <p>◇支払い方法に誤りがあったもの</p> <p>老人福祉施設保護措置費について、前金払で支出しているが、地方自治法施行令第163条に定められている前金払できる範囲及び愛西市予算決算会計規則第75条に該当していないため、今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>老人福祉施設保護措置費について、地方自治法施行令第163条に定められている前金払できる範囲及び愛西市予算決算会計規則第75条に該当していないため、令和2年11月25日支払い分より通常払いとした。</p>
<p>【保険福祉部 高齢福祉課】</p> <p>◇支払い方法に誤りがあったもの</p> <p>愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱では、「補助金は事業完了後交付する。ただし、市長が必要と認めるときはその一部を概算交付することができる。」と規定されている。また、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、概算払請求書により請求することとなっているが、当補助金の支出調書において概算払請求書での請求でありながら、支出方法が前金払となっていた。尚、本来前金払の金額は契約または法令によって確定されたものであり、精算を必要としなく、一方概算払は、債権者は確定しているが債務金額が未確定な場合において、その履行期前に一定の金額を債権者に交付し、債権額が確定したときに精算する制度である。したがって要綱上、概算払請求書での請求であれば概算払とするべきである。今後は適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金について、愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第12条に基づき、令和3年度より概算払を実施することとした。</p>

<p>【保険福祉部 高齢福祉課】</p> <p>◇支払方法に誤りがあるもの</p> <p>愛西市社会福祉関係外郭団体運営費補助金要綱第11条では、「補助金は、事業完了後に交付する。ただし、市長が必要と認めるときはその全部又は一部を概算交付することができる。」と規定されているが、老人クラブ補助金について、前金払で支出をしているため、今後は、要綱に即した事務処理に努められたい。</p>	<p>老人クラブ補助金について、地方自治法施行令第六十二条及び愛西市社会福祉関係外郭団体運営費補助金要綱第11条により令和3年度より概算払いを実施することとした。</p>
<p>【保険福祉部 社会福祉課】</p> <p>◇会計年度の原則に反するもの</p> <p>パソコン保守延長委託料について、前金払で支出されている。前金払ができる経費の範囲として、地方自治法施行令第163条で委託費も含まれているが、契約書上には前金払の記載がない。また、年度を跨ぐ長期継続契約であり、翌年度分を含め支出することは会計年度の原則に反する。今後は適正な財務処理に努められたい。</p>	<p>契約書に前金払いの記述がないにも関わらず、記述がないが故に可能であると思い込み、今回の処理を行ってしまった。今後は、契約書作成時に支払い方法を確認をし、年度をまたぐ支払いを含めて、適切に支払えるように改善した。</p>
<p>【保険福祉部 社会福祉課】</p> <p>◇会計年度の原則に反するもの</p> <p>サーバー・無停電電源装置 (UPS)保守延長委託料について、前金払で支出されている。前金払ができる経費の範囲として、地方自治法施行令第163条で委託費も含まれているが、契約書上には前金払の記載がない。また、年度を跨ぐ長期継続契約であり、翌年度分を含め支出することは会計年度の原則に反する。今後は適正な財務処理に努められたい。</p>	<p>契約書に前金払いの記述がないにも関わらず、記述がないが故に可能であると思い込み、今回の処理を行ってしまった。今後は、契約書作成時に支払い方法を確認をし、年度をまたぐ支払いを含めて、適切に支払えるように改善した。</p>
<p>【保険福祉部 社会福祉課】</p> <p>◇支払い遅延法に抵触するもの</p> <p>放課後等デイサービス支援事業費（令和2年3月サービス提供分）において、請求日から40日以上経過して支払われたものがいくつも見受けられた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律によると、対価の支払い約定は、通常適法な請求書を受理した日から30日以内とされている。債権者に遅延の了承を得ていたためトラブルは回避できているが、根本的に解決できる方法を検討されたい。</p>	<p>今回、業者が請求書作成後すぐに提出をしなかった等、様々な事由が重なり30日を超えての支払いとなってしまった。今後は、速やかに請求書を提出いただき、30日以内に支払えるように業務を進めることを、課内で確認した。</p>
<p>【健康こども部 佐屋中央保育園】</p> <p>◇支払遅延法に抵触するもの</p> <p>津島保健所管内栄養士会年会費について、請求日から30日以上経過して支払処理されていた。この会費は負担金のため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律には抵触しておらず、債権者に遅延の了承を得ていたためトラブルは回避できているが、愛西市の運用ルールでは30日以内に支払うこととされているため、根本的に解決できる方法を検討されたい。</p>	<p>令和2年度は、栄養士会年会費について、郵送の手違いで到着が遅くなってしまった。今年度からは、請求書が遅い場合はこちらから連絡を入れ、担当栄養士、事務担当職員、主任保育士、園長が会費納入について周知徹底を図るとともに、チェックシートによる確認を行うことにした。</p>

令和2年度行政監査結果報告書（令和2年11月27日 2愛西市監査公表第4号）に基づいて講じた措置の内容

注意改善すべき事項等	措置の内容
<p>【上下水道部 下水道課】</p> <p>◇①延滞金の未徴収について</p> <p>（下水道使用料の延滞金）</p> <p>延滞金の徴収については、改正前（令和2年3月31日まで）の愛西市下水道条例第23条では「延滞金を加算して納付しなければならない。」とされている。また、同条第2項においては「やむを得ない事由があると認めた場合は、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。」との減免・免除規定が設けられているが、これは延滞金の賦課を前提とした延滞金の徴収額の減額、免除規定であり、延滞金の賦課手続きそのものを省略できるとは解釈するものではない。</p> <p>これを本件についてみると、納期限を超えて納付された下水道使用料については、その日数に応じて延滞金を確定し、確定した延滞金について、改めて賦課をすべきところ、下水道課ではこうした手続きを一切行っていない。</p> <p>また、延滞金を徴収してこなかった理由として、農業集落排水処理施設等使用料で、地元から管理を引き継いだ際に延滞金を徴収していなかった経緯があるとのことだが、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例で定めるところでは「延滞金を徴収することができる。」に対し、愛西市下水道条例では「延滞金を加算して納付しなければならない。」とされていることから、いくら公平性を図るためとはいえ、延滞金を徴収しないとするはあってはならない。</p> <p>したがって、平成21年4月1日の条例施行日以降、延滞金の徴収の前提となる賦課手続きを怠っていたことは、愛西市下水道条例の条例違反であると認められる。</p> <p>以上のことを踏まえ次のとおり是正するよう努められたい。</p> <p>条例改正前に充たる令和2年3月31日までに滞納となった下水道使用料の延滞金について、延滞金の未徴収を解消するために必要な措置を講ずること。</p> <p>条例改正後に充たる令和2年4月1日以後に滞納となった下水道使用料の延滞金では、「延滞金を徴収することができる。」と定められており、延滞金の賦課手続きは市の裁量によるところとなるが、賦課手続きに関する基準を定める等、公平に取扱ができるよう措置を講ずること。</p>	<p>下水道使用料を納期限後に納付され発生した延滞金の徴収について、令和2年11月10日（火）から下水道課職員で徴収事務を進めています。但し、令和2年10月31日以前の5年間遡り時効成立前の債権に限りです。</p> <p>下水道使用料延滞金の対象者は22名みえ、うち21名に対して訪問及び文書等により延滞金納付の事務不手際で遅くなったことのお詫びと納付のお願いをいたしました。他の1名については、定期的に収納課へ来庁されるので連携を図り徴収事務を進めます。</p> <p>令和2年4月1日以降に過年度分の下水道使用料が納付され延滞金が発生した場合は、条例改正前の運用を適用することになります。条例改正後の令和2年4月1日以降は延滞金を徴収しない考えでいますが、賦課手続きに関する基準を定める等を検討し適正に運営していく予定です。</p>
<p>【上下水道部 下水道課】</p> <p>◇①延滞金の未徴収について</p> <p>（受益者負担金等の延滞金）</p> <p>延滞金の徴収については、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例第12条では「延滞金を加算して納付しなければならない。」とされている。また、同条第2項においては「やむを得ない事由があると認めた場合は、第1項の延滞金を地方税法の例により減額、又は免除することができる。」との減免・免除規定が設けられているが、延滞金の賦課を前提とした延滞金の徴収額の減額、免除規程であり、延滞金の賦課手続きそのものを省略できるとは解釈するものではない。</p> <p>これを本件についてみると、納期限を超えた下水道受益者負担金等の延滞金については、上記下水道使用料と同様な賦課手続きをすべきところ、こうした手続きを一切行っていない。</p> <p>したがって、平成21年6月24日の条例施行日以降、延滞金の徴収の前提となる賦課手続きを怠っていたことは、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例の条例違反であることが認められる。</p> <p>以上のことを踏まえ次のとおり是正するよう努められたい。</p> <p>滞納となった受益者負担金の延滞金について、延滞金の未徴収を解消するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>令和2年4月1日からは、受益者負担金等の納付状況を確認して延滞金が発生した場合は納付書を発送しています。</p> <p>過年度分の受益者負担金等を納期限後に納付され発生した延滞金の徴収について、令和2年11月1日（日）から部課長始め平成22年度以降に下水道業務に従事した課長補佐（総勢48名）及び下水道課職員で徴収事務を進めています。但し、令和2年10月31日以前の5年間遡り時効成立前の債権に限りです。</p> <p>受益者負担金等延滞金の対象者は76名みえ、うち67名に対して訪問及び文書等により延滞金納付の事務不手際で遅くなったことのお詫びと納付のお願いをいたしました。他の9名について、1名は空き家であったため収納課と連携を図ります。残り8名は市外へ転出しているため市民課に照会をかけ住所を確認して徴収事務を進めます。</p>

【上下水道部 下水道課】

◇②賦課対象区域の特例の不当な許可について

愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例第4条第1項では「賦課対象区域内において、農地、山林等で土地の利用形態から下水道の利用の必要がない土地及び利用できない土地で、かつ、市長が適当と認めたものについては、下水道の利用が可能となるまでの間、当該賦課対象区域から除外し、これを公告しなければならない。」とされている。

これを本件についてみると、除外申請及び除外決定がされている一事業者の土地の地目及び利用形態は、そもそも除外の対象となる土地の条件に一致しないものであるにも関わらず、当該除外申請を受理し、除外決定に至った経緯は、故意に行われたものであると推測する。

また、除外決定は重要な行政文書であるにも関わらず次長までの決裁で完了とし、市長決裁がなされていないことも、内密に事務を進めるため故意に行われたものであると推測する。

したがって、当該賦課対象区域の除外決定については、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例の条例違反と愛西市決裁規程の規程違反であることが認められる。

以上を踏まえ次のとおり是正するよう努められたい。

当該除外決定について、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例上、重大な誤りがあったことをもって対象事業者へ交渉を実施し、その条例に則した運用がされるよう必要な措置を講ずること。

当時の担当職員から何故、除外決定の際に、次長決裁に留めた状況を聴取する等把握し、今後、愛西市決裁規程に則した運用がなされるようにすること。

平成25年に申請・決定された下水道事業受益者負担金等賦課対象区域除外【賦課除外】は、条例の内容と異なる事務処理がされているため、是正に向けて対象事業者へ3回〔令和2年2月26日（水）、7月22日（水）、11月26日（木）〕の訪問をしました。

賦課除外から改めて下水道事業受益者負担金等徴収猶予【徴収猶予】の手続きを説明し理解を示してもらい、令和2年11月26日（木）付けで徴収猶予申請書を提出していただきました。申請理由は、事業所内の「水路等の取り扱いについて調整中」であり、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例第7条第1号の「受益者が当該受益者負担金等を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。」に該当し、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例施行規則第9条第3項中の別表第2「係争地に係る受益者」に該当すると判断されることです。そのため、今後は、「水路等の取り扱いに関する協議が成立するまでの間、同施行規則第9条第3項中の別表第2に従い、徴収猶予の承認の許可をした日から1年ごとに、徴収猶予に関する更新手続きを採ることになります。

条例違反については解消されましたが、今後も引き続き交渉を進め受益者負担金を納付していただけるよう解決に向けて努めます。

令和2年9月29日（火）から10月5日（月）の間で、当時の担当職員（退職者3名、現職者6名）から過去の経緯を聴取しましたが、次長までの決裁についての記憶は曖昧で、決裁規程の認識はありませんでした。現在は、文書処理において決裁規程に則した運用をしています。

<賦課除外から徴収猶予への手続き>

令和2年11月26日（木）受理

・下水道事業受益者負担金等徴収猶予申請書（様式第9号）

令和2年12月7日（月）提出

・下水道事業受益者負担金等賦課対象区域除外の解除通知（様式第8号）

・下水道事業受益者負担金等徴収猶予決定通知書（様式第10号）

令和2年12月7日（月）公告

愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例第4条第3項

・賦課除外の土地から賦課対象区域とする土地

※様式番号は愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例施行規則より